

腐り切った組織の実態を継続してウォッチする 第六十七弾

神社本庁再生への道—その三十—
総長選任問題控訴審判決は芦原理事の訴えを
棄却—それでも田中体制が大崩壊する理由

控訴審での不当判決に
芦原理事は直ちに上告

藤原登 (フリーライター)

七月号は冒頭で残念な報告をしなければならぬ。六月十四日、神社本庁総長の地位をめぐる裁判で東京高裁は、芦原理事の訴えを退ける判決を下したのだ。

その僅か五頁の判決文は、基本的に地裁判決の更にできの悪い要約としか言いようがない。

芦原理事が控訴理由書で指摘した地裁判決の重大な欠落部分に対しては、「しかし、その主張は採用できない」「しかし、仮にそうだとしても」などとしながらも、その具体的な理由は述べずに地裁判決を踏襲するのみで、芦原理事が容認できるものでは到底ない。同氏は直ちに最高裁に上告している。

地裁判決同様、宗教法人神社本庁の代表役員としての総長の選任のみに着目し、宗教団体である神社本庁の役員組織機構に関する規定については、またも完全に無視したのだ。控訴審の裁判官が正気だとしたら、彼らは、政教分離、信教の自由を基本とする日本国の司法機関に

田中執行部は、議長に田中派の北山氏を据えているとはいえず、評議員会の議事運営如何が田中体制の命綱であると考えている。

評議員会の議事概要が掲載された六月五日付の神社新報を讀むと、田中執行部が評議員会において、「統理の総長指名」をめぐる緊急動議が出されることを予期し、如何にしてそれを封じることが出来るか、事前に作戦を練っていたことが伺える。

一日目冒頭から、「統理の指名を尊重した執行部」を求めることなどを骨子とした緊急動議が佐野和史議員(神奈川)から提案され、賛成意見が続いた。

五月の評議員会の状況について、前号に引き続きお伝えする。田中執行部を恐れている

いた小川尚史弁護士が、常時密かに荒井総務部長に指示を出していたという話も、真実らしく聞かされてくる。

ここで佐野議員は議長の要請を受け入れ、事前の趣旨説明に応じたが、神社新報は次のように伝えている。

「佐野和史議員は、代表役員が誰かは宗教法人としての問題であり裁判所の関与は有り得るが、宗教団体として統理をいだけたく団体が、その有無の判断を裁判所に委ねることは有り得ず、また裁判所が関与することは憲法違反であるとして、判決を待つまでもなく宗教団体である神社本庁が役員構成を自ら決定すべきであると主張して賛同を求めた。」

評議員会が神社本庁の議決機関として、本来の機能を果たすべきことを求める大演説であるが、本来は緊急動議として上程された後になされるべきものである。その後の展開は前号に記したので割愛するが、緊急動議が成立して議案として上程され、評決されると、評議員会で田中体制が否定されるも同然なので、田中派の執行部側と議長が、必死になって時間を稼いでいる様子も、その後の記事からも伝わってくる。

正体の露見と相次ぐ綻びで、田中体制は崩壊の道へ突き進む

ここまで記してきたことを読めば、田中体制なるものの正体は、自ずと理解されるであろう。過半数を超える田中派の理事は、役員会の議決という民主的手段により、田中氏は総長に選任されており、統理は田中氏を総長に指名すべきであると主張する。しかし、評議員会における田中派議員の言動は、明らかに評議員会での討論を封じようとするものであった。田中執行部は、少数の田中派責任役員によって、神社本庁を独裁的に運営しようとしていることは明らかであり、これは議会の機能を否定するファシズム体制以外の何ものでもない。

しかし、評議員会での手の内がこうも明らかになつては、同じ手は二度と使えない。そして最近、田中体制の正体が明らかになるにつれて、あちこちで綻びが見えてきた。控訴審は田中氏に軍配を上げたが、崩壊への道は後戻りできない。

田中執行部

評議員会を恐れている

司法判断の如何にかかわらず、鷹司統理が田中氏を総長に指名することは有り得ない。総長の指名は、議決機関である評議員会での推挙を背景として、統理に付与された聖なる権限であり、そこに役員会と言えど俗なる機関が介入することは、あつてはならないことだ。そして五月の評議員会の状況を見る限り、もはや大半の評議員は田中体制に対し、一刻も早い辞任を求めていると言つてよい。故

あつては、これが正しい判断であると思ひ込んでいるのかもされない。だとしたら、それこそ基本的な大問題だ。そんな司法判断がまかり通つたら、宗教団体に法人格を与えようという宗教法人法の大前提が崩れてしまふ。団体があつて法人があるのであり、その逆ではない。

もとより、宗教法人を巡る様々な問題への公的機関の対処は、かつてのオウム真理教から現在の統一教会に至るまで、明らかに及び腰であり、それが宗教団体による反社会的行為を見逃し、解決を遅らせる要因となつてきた。その理由のひとつは、宗教は一般社会とは隔絶した特別な存在であるという、戦後特有の捉え方にあると思うが、神社本庁までがその風潮に浸り、田中体制の維持を図ろうとしていた姿は、多少とも昭和時代の神社界を見てきた筆者にとって、極めて異常なものに映る。

控訴審判決をうけて神社本庁は、今回も荒井総務部長名で全

藤原登(ふじわらのぼる)

昭和二十八年、東京に生まれる。昭和五二年、専門学校卒業後、広告代理店勤務の傍ら、独学で歴史、宗教、哲学を学ぶ。現在は同人誌を中心に寄稿している。